

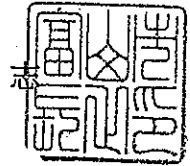
富山市告示第 348 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を新設したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 10 月 6 日

富山市長 森 雅



従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「水落一丁目」を新設する区域。

大字名	字名	地番
水落	前田割	19番1、19番2、20番1、20番2、 21番1、85番1、85番10、 85番11、86番1から86番3まで、 86番5、87番1から87番9まで、 88番、89番1、89番3、90番1、 90番4、90番5、91番2、91番3、 91番6及び91番11
	中ノ橋割	47番1、48番1、49番1、50番1、 50番2、51番1、51番3、51番4、 52番1、53番1、54番1、 54番3から54番5まで、55番1及び 55番8

上記の区域内にある市有地の全部を含む。